

	<p style="text-align: center;">中小企業会計割引制度 (平成28年4月1日以降)</p>
対象となる会計ルール	中小企業の会計に関する基本要領
保証料率の割引率	0.1%
利用できる保証制度	<p>原則として、一般の保証などの責任共有制度対象かつ保証料率が弾力化された保証(特定社債・特定支払契約保険に係る保証を除く) ※セーフティネット保証等、特定の政策目的により設けている保証制度は対象外となります。 (割引の対象とならない保証制度等、詳しくはお近くの信用保証協会にお問い合わせください。)</p>
提出書類	<p>○「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト (全国信用保証協会連合会作成書式もしくは日本税理士会連合会作成書式) ※全部準拠(33項目)のもの。ただし、当該中小企業が保有しない資産の項目については除外。</p> <p>○「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書</p>
申し込み受付期間	平成28年4月1日～平成29年3月末日までの1年間
チェックリストに事実と異なる記載がある場合の措置	<p>事実と異なる記載があると信用保証協会が判断するチェックリストが、複数回にわたり同一の税理士等から提出された場合において、当該税理士等から提出されるチェックリストの添付をもって、計算書類の信頼性向上に寄与することが認められないと信用保証協会が判断するときは、当該税理士等が確認したチェックリストについては、本割引制度の利用を1年間認めないこととします。</p>